

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げ等を踏まえた対策(R3.9.13以降の対応)		基本的感染症対策に加え「3つの密」を避けるための対策	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	感染リスクが高まる3つの条件	具体的対策・取り組み (「3つの密」を避ける工夫)
町民課	やまゆり保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>園児 感染対策を講じながら、園児の受入れを行う。 登園時検温を行う。</li> <li>保護者 当面、園舎内への立入りを禁止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①登園時に検温を行う。37.5度以上の熱がある園児は利用できない。</li> <li>②風邪等の症状がある園児は、登園を控えてもらう。</li> <li>③やむを得ず保護者が園舎内に入る場合は、検温、消毒、マスクを着用したうえで入る。</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	一日4～5回の換気。極力窓の開放を行う。
				<ul style="list-style-type: none"> <li>密集場所(多くの人が密集している)</li> <li>密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内で一か所に集まらない、カリキュラムの策定</li> <li>雨天以外は、屋外活動を中心に行う。</li> </ul>
町民課	雪窓保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>園児 感染対策を講じながら、園児の受入れを行う。 登園時検温を行う。</li> <li>保護者 当面、園舎内への立入りを禁止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①登園時に検温を行う。37.5度以上の熱がある園児は利用できない。</li> <li>②風邪等の症状がある園児は、登園を控えてもらう。</li> <li>③やむを得ず保護者が園舎内に入る場合は、検温、消毒、マスクを着用したうえで入る。</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	一日4～5回の換気。極力開放するように心がける。
				<ul style="list-style-type: none"> <li>密集場所(多くの人が密集している)</li> <li>密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内で一か所に集まらない、カリキュラムの策定</li> <li>雨天以外は、屋外活動を中心に行う。</li> </ul>
町民課	東原児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ 感染対策を講じながら児童の受け入れを行う。 当面、保護者の入館を禁止する。</li> <li>自由来館 中止する (レベル4発令期間中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①来館時に検温を行う。37.5度以上の熱がある児童は利用できない。</li> <li>②やむを得ず、保護者が施設内に入る場合は、検温、消毒、マスクを着用したうえで入る。</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	一日4～5回の換気。極力開放するように心がける。
				<ul style="list-style-type: none"> <li>密集場所(多くの人が密集している)</li> <li>密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内で一か所に集まらないよう、指導を行う。</li> <li>雨天以外は、屋外活動を中心に行う。</li> </ul>
町民課	大林児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひだまりっ子</li> <li>合同ひだまりっ子 実施しない。 (レベル4発令期間中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①来館時に検温を行う。37.5度以上の熱がある児童は利用できない。</li> <li>②やむを得ず、保護者が施設内に入る場合は、検温、消毒、マスクを着用したうえで入る。</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	一日4～5回の換気。極力開放するように心がける。
				<ul style="list-style-type: none"> <li>密集場所(多くの人が密集している)</li> <li>密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内で一か所に集まらないよう、指導を行う。</li> <li>雨天以外は、屋外活動を中心に行う。</li> </ul>
町民課	井戸沢最終処分場	通常の入入れとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>風邪症状がある場合は入場を禁止する。</li> <li>不燃ごみについて、なるべく収集(水曜日)の利用を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>密閉空間(換気の悪い密閉空間である)</li> <li>密集場所(多くの人が密集している)</li> <li>密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>来場者が場内で一か所に集まらないよう、指導する。</li> <li>周辺道路及び場内の安全に配慮しつつ場内入場者を制限(調整)する。</li> </ul>

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げ等を踏まえた対策(R3.9.13以降の対応)		基本的感染症対策に加え「3つの密」を避けるための対策	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	感染リスクが高まる3つの条件	具体的対策・取り組み (「3つの密」を避ける工夫)
建設水道課	桜ヶ丘団地 集会所	各区公民館の基本対処方針に準じる。	各区公民館の基本対処方針に準じる。	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	各区公民館の基本対処方針に準じる。 利用時間に応じて、適宜に換気を行う。 利用者は、利用前後の施設備品のアルコール消毒を行う。
				密集場所(多くの人が密集している)	各区公民館の基本対処方針に準じる。 役員及び関係者のみの少人数制で短時間に行う。
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	各区公民館の基本対処方針に準じる。 間隔を空け、マスク着用で行う。
建設水道課	雪窓公園 龍神の杜公園 やまゆり公園 しゃくなげ公園	密集、密接を避ける。咳エチケット、うがい、手洗いの励行。マスクの着用、人と十分な距離(少なくとも2m以上)を確保する。また、マレットゴルフ大会など催しを実施する場合は、参加者名簿の作成、感染防止対策を講じるよう主催者に要請する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間での利用</li> <li>・体調不良者は利用しない。</li> <li>・催しの開催は、感染防止対策、参加者名簿の作成を主催者に要請する。</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	
				密集場所(多くの人が密集している)	密集して利用しない。
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	間隔を空け、マスクを着用する。
産業経済課	信州みよたクラインガル テン大星の杜・面替 交流施設	次の場合を除き、館内の利用を禁止 【利用禁止の例外】 ①災害発生時等の指定避難所等としての利用 ②事故発生時等の緊急的な利用 ※②の場合、利用時に利用目的、人数等を産業経済課農政係に連絡することとする。		密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	
				密集場所(多くの人が密集している)	
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	
産業経済課	信州みよたクラインガル テン大星の杜・面替 ラウベ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言の対象地域との往來の自粛を要請</li> <li>・滞在者には、右記諸条件を遵守するよう要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会食、共同作業,不要不急の外出等の自粛</li> <li>・屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用</li> <li>・マスクをしていても人との距離は最低1メートルを確保</li> <li>・共同農機具使用時の手袋の着用、使用後の手洗い</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	概ね1時間ごとの換気又は窓の開放
				密集場所(多くの人が密集している)	必要最低限の人数で開催する。
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	ソーシャルディスタンスの確保 マスクの着用

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げ等を踏まえた対策(R3.9.13以降の対応)		基本的感染症対策に加え「3つの密」を避けるための対策	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	感染リスクが高まる3つの条件	具体的対策・取り組み (「3つの密」を避ける工夫)
教育委員会	御代田北小学校 御代田南小学校 御代田中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常授業</li> <li>・全校生徒が一堂に集まる活動は中止し、あらゆる場面で感染対策を講じ、学校生活を継続させる。</li> <li>※各校とも校内感染が疑われる場合、学級閉鎖、臨時休校等の対応を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭で健康観察、検温を行う。</li> <li>・昇降口で手の消毒を行う。</li> <li>・マスクを着用し、手洗い、うがい等を行い、換気を行う。(マスク作成を保護者に促す)</li> <li>・長時間、近距離での関わりなど、濃厚接触となるような場面を設定しない。</li> <li>・校内放送を活用し、密集しないようにする。</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気を小まめに行う。</li> <li>・換気は2方向の窓を同時に広く開けて行い、衣服等による温度調整に配慮する。</li> <li>・ドアや窓はなるべく開けておく。</li> </ul>
				密集場所(多くの人が密集している)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人数が長時間集まる集会などを行わない。</li> <li>・座席を可能な限り離す。</li> </ul>
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席を前に向けて着席する。</li> <li>・顔を突き合わせての活動は行わない。</li> <li>・長時間、近距離での関わりなど、濃厚接触となるような場面を設定しない。</li> </ul>
教育委員会	御代田町立図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>【9/13以降の対応】</li> <li>・県内在住者に限定して開館する。</li> <li>※利用制限</li> <li>・滞在は3時間以内</li> <li>・学習室は利用禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出窓口に透明のビニールシートを設置</li> <li>・検温の実施</li> <li>・マスク着用</li> <li>・入館時の手指消毒の徹底</li> <li>・定期的な換気</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	定期的な換気(窓を開ける)
				密集場所(多くの人が密集している)	滞在不可(貸出・返却のみ) 30分くらい居るような方への声がけ
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	職員はマスク着用、検温の実施
教育委員会	複合文化施設 まなびの館	<ul style="list-style-type: none"> <li>【9/13以降の対応】</li> <li>・県内在住者に限定して貸出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検温の実施</li> <li>・マスク着用</li> <li>・入館時の手指消毒の徹底</li> <li>・定期的な換気</li> <li>・退出時の施設の消毒</li> <li>・あつもりホールの利用については収容人員(320人)の50%以下の160人</li> <li>・大会議室の利用については収容人員(80人)の50%以下の40人までとする</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	適宜、換気を行う
				密集場所(多くの人が密集している)	十分な間隔を確保、マスク着用・検温の実施等
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	十分な間隔を確保、マスク着用・検温の実施等

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げ等を踏まえた対策(R3.9.13以降の対応)		基本的感染症対策に加え「3つの密」を避けるための対策	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	感染リスクが高まる3つの条件	具体的対策・取り組み (「3つの密」を避ける工夫)
教育委員会	浅間縄文ミュージアム	<b>【9/13以降の対応】</b> ・県内在住者に限定して開館する。  <b>※利用制限</b> ・体験学習は行わない。	・受付窓口にアクリルのパーテーションを設置 ・検温の実施 ・マスク着用 ・入館時の手指消毒の徹底 ・定期的な換気	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	資料環境の安定化のため実質的に換気は不可能であり、観覧者の距離を保つ。
				密集場所(多くの人が密集している)	当面は町内者のみに限定し、見学者の距離を保つ。団体見学は行わない。
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	利用者とは密接する体験学習は、当面見合わせる。
教育委員会	中学校体育館	<b>【9/13以降の対応】</b> ・県内在住者に限定して貸出する。	・検温の実施 ・マスク着用(必要に応じて) ・手指消毒の徹底 ・定期的な換気 ・退出時の施設の消毒	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	適宜、換気を行う
				密集場所(多くの人が密集している)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する場合によって、人数制限する
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する
教育委員会	中学校校庭	<b>【9/13以降の対応】</b> ・県内在住者に限定して貸出する。	・検温の実施 ・マスク着用(必要に応じて) ・手指消毒の徹底	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	
				密集場所(多くの人が密集している)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する場合によって、人数制限する
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する
教育委員会	南小学校体育館	<b>【9/13以降の対応】</b> ・県内在住者に限定して貸出する。	・検温の実施 ・マスク着用(必要に応じて) ・手指消毒の徹底 ・定期的な換気 ・退出時の施設の消毒	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	適宜、換気を行う
				密集場所(多くの人が密集している)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する場合によって、人数制限する
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げ等を踏まえた対策(R3.9.13以降の対応)		基本的感染症対策に加え「3つの密」を避けるための対策	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	感染リスクが高まる3つの条件	具体的対策・取り組み (「3つの密」を避ける工夫)
教育委員会	南小学校校庭	【9/13以降の対応】 ・県内在住者に限定して貸出する。	・検温の実施 ・マスク着用（必要に応じて） ・手指消毒の徹底	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	
				密集場所(多くの人が密集している)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する 場合によって、人数制限する
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する
教育委員会	北小学校体育館	【9/13以降の対応】 ・県内在住者に限定して貸出する。	・検温の実施 ・マスク着用（必要に応じて） ・手指消毒の徹底 ・定期的な換気 ・退出時の施設の消毒	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	適宜、換気を行う
				密集場所(多くの人が密集している)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する 場合によって、人数制限する
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する
教育委員会	北小学校校庭	【9/13以降の対応】 ・県内在住者に限定して貸出する。	・検温の実施 ・マスク着用（必要に応じて） ・手指消毒の徹底	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	
				密集場所(多くの人が密集している)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する 場合によって、人数制限する
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する
教育委員会	社会体育施設	【9/13以降の対応】 ・県内在住者に限定して貸出する。	・検温の実施 ・マスク着用（必要に応じて） ・手指消毒の徹底 ・定期的な換気 ・退出時の施設の消毒	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	適宜、換気を行う
				密集場所(多くの人が密集している)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する 場合によって、人数制限する
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	状況に応じてマスク着用を要請 十分な間隔を確保するよう、注意喚起する

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げ等を踏まえた対策(R3.9.13以降の対応)		基本的感染症対策に加え「3つの密」を避けるための対策	
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	感染リスクが高まる3つの条件	具体的対策・取り組み (「3つの密」を避ける工夫)
議会事務局	議場 委員会室	定例会及び毎月の常任委員会は通常通り開催する。	①議員、職員はマスクを着用する。 ②手指及び施設内の消毒・定期換気の実施。 ③委員会室での会議は座席の間隔を確保する。 (各委員会別日開催) ④傍聴をご遠慮いただき、町民ホール及びインターネット配信にて傍聴いただく。	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	1時間ごとに換気を行う。
				密集場所(多くの人が密集している)	可能な限り間隔を開けて席を設ける。
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	傍聴をご遠慮いただく。
保健福祉課	町保健センター	通常どおり保健事業に限り使用する。 * 国、県の指導に従い、緊急事態宣言等の状況に応じ事業延期する。	対象者には、参加前の検温と発熱、咳、そのかぜ症状がある時には欠席いただくよう通知をする。 参加者には、咳エチケット及び入場前に手指のアルコール消毒の徹底をお願いする。	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	空調を換気モードに設定し、1時間おきに窓を開け換気を行う。もしくは常に窓を開けておく。
				密集場所(多くの人が密集している)	時間差受付等を実施し、参加人数を減少させる。
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	スタッフはマスクを着用し、参加者にもできるだけマスクの着用をお願いする。
総務課	町が設置した各区の集会施設 (各区公民館等)	<p>・<b>県内在住者に限定して貸出する。</b></p> <p>【利用制限】</p> <p>・館内の使用部屋の収容人数が50%を超えない利用とする</p> <p>«注意»</p> <p>避難所に指定されている施設で、避難所として使用する場合は除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 短時間での開催</li> <li>● 必要最低限の人数</li> <li>● 体調不良者は参加させない</li> <li>● マスクの着用、手洗い・手指の消毒の励行、身体的距離2m(最低でも1m)の確保</li> <li>● 換気の徹底。</li> <li>● 施設利用前後の共用部分の消毒、机・椅子等の備品の消毒を行う。</li> <li>● 会議等参加者の名簿を作成</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間に応じて、適宜に換気を行う。</li> <li>・利用前後の施設及び備品等のアルコール消毒を行う。</li> </ul>
				密集場所(多くの人が密集している)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人数が長時間集まる集会等は行わない。</li> <li>・役員及び関係者のみの少人数制で短時間に行う。</li> </ul>
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座る際は、席間を空ける。</li> <li>・間近での会話を避ける。</li> <li>・必ずマスクを着用する。</li> </ul>

所管課	施設名	緊急事態宣言・長野県の感染警戒レベル引き上げ等を踏まえた対策(R3.9.13以降の対応)		基本的感染症対策に加え「3つの密」を避けるための対策		
		施設の基本的対処方針	施設等の利用に当たっての諸条件・対策強化策	感染リスクが高まる3つの条件	具体的対策・取り組み (「3つの密」を避ける工夫)	
消防課	御代田町消防団分団詰所	使用目的を限定する。 ・災害時の参集及び待機 ・資機材点検時 使用時の留意点を周知する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用者限定（消防団員のみ）</li> <li>●詰所入室記録簿の記入及び検温、手指アルコール消毒を徹底する。</li> <li>●政府の緊急事態宣言の対象地域との往来自粛</li> <li>●夜警(巡回)の実施に当たっては、終了後速やかに解散し、詰所での待機はしない。</li> <li>●大人数での食事は原則自粛とする。消防団活動に際し、軽食を取る必要がある場合は、一度に食事をする人数を概ね4名以内とするなど分散する。</li> </ul>	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	車庫内での作業時は、シャッター開放。	
				密集場所(多くの人が密集している)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室内の定期的な換気の実施。 ※1時間に1回(5～10分程度)</li> <li>・手洗い、うがい、咳エチケットの励行</li> <li>・マスク着用</li> <li>・風邪症状の団員の入室禁止</li> </ul>	
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座る際は、席間を空ける。</li> <li>・間近での会話や発生を避ける(最小限に)。</li> </ul>	
御代田消防署	佐久広域連合消防本部 御代田消防署 ※2階会議室以外	通常運用	風邪症状がある職員は療養休暇 来庁者名等の記入及び検温、手指アルコール消毒 政府の緊急事態宣言の対象地域との往来自粛	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	・定期的なドア開放による換気の実施。	
				密集場所(多くの人が密集している)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室内の定期的な換気の実施。 ※1時間に1回(5～10分程度)</li> <li>・手洗い、うがい、咳エチケットの励行</li> <li>・接客カウンター及び机等の使用後のアルコール消毒</li> </ul>	
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝礼・引継ぎを最小人員で行う。</li> <li>・引継ぎ終了後は速やかに退庁する(非番者)</li> <li>・食事は、皿盛りにせず、個別に分ける。</li> </ul>	
御代田消防署	佐久広域連合消防本部 御代田消防署 ※2階会議室	施設利用者の制限 ・消防署員による会議及び訓練等 ・消防団幹部会議 ・消防委員会 ・危安協、防管協 ・入札	風邪症状がある場合は入室禁止	密閉空間(換気の悪い密閉空間である)	/	
				密集場所(多くの人が密集している)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用前後の手指アルコール消毒。</li> <li>・居室内の定期的な換気の実施。</li> </ul>
				密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用後のテーブル等のアルコール消毒。</li> <li>・使用後の手洗い、うがいの実施。</li> <li>・着座の場合は、席間を空ける。</li> </ul>